平成29年7月臨時会

小平・村山・大和 衛生組合議会

日 時 平成29年7月3日(月)

場 所 小平·村山·大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成29年7月臨時会

日 時 平成29年7月3日(月) 場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員(12名)

1番 佐藤充2番 小 林 洋 子3番 さとう悦子4番 山岸真知子5番 根岸 聡彦6番 関田 頁7番 中野志乃夫8番 森 田 真 一9番 内野 直樹10番 石 黒 照 久11番 鈴 木 明12番 比留間朝幸

2. 欠席議員(0名)

3. 出席説明員

管理者小林正則 副管理者尾崎保夫副管理者藤野勝 助 役伊藤俊哉会計管理者小松耕輔 事務局長村上哲弥総務課長藤野信一業務課長利光良平計 画課長伊藤智 参事(施設整備) 片山 敬参事(施設更新) 小暮与志夫 総務課長補佐 谷川知治

議事日程(第1号)

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会期の決定
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 諸報告
- 第 5 議案第10号 平成29年度小平·村山·大和衛生組合一般会計補正 予算(第1号)

○議長【関田貢】 おはようございます。

定刻前ではありますが、皆様がおそろいでございますので、始めさせていた だきます。議事終了後、議員説明会を予定しておりますので、よろしくお願い いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、 ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会7月臨時会を開会いたします。 これより本日の会議を開きます。

お手元の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

日程第1 議席の指定

○議長【関田貢】 日程第1、「議席の指定」を行います。

議席につきましては、会議規則第3条第2項により、ただいまご着席の席に それぞれ定めさせていただきます。

日程第2 会期の決定

○議長【関田貢】 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長【関田貢】 日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、「会議規則第77条」の規定により、議長から指名申し上げます。

- 2番 小林洋子議員
- 5番 根岸聡彦議員
- 10番 石黒照久議員

以上、3名の方にお願いいたします。

日程第4 諸報告

○議長【関田貢】 日程第4、「諸報告」を行います。

閉会中に組合議員の辞職により、お手元に配付いたしました印刷物のとおり 議員の変更がございましたので、報告をいたします。

日程第5 議案第10号 平成29年度小平·村山·大和衛 生組合一般会計補正予算(第1号)

○議長【関田貢】 日程第5、議案第10号「平成29年度小平・村山・大和 衛生組合一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〇管理者【小林正則】 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました議案第10号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画、これは改訂版でございますが、本年3月に策定されたことに伴いまして、補正を行うものでござい

ます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,527万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億4,527万円とするものでございます。

歳入につきましては、3款、国庫支出金、5款、繰入金及び8款、組合債を 増額するものでございます。

歳出につきましては、3款、塵芥処理場費を増額するものでございます。

また、不燃・粗大ごみ処理施設整備工事工事監理業務委託、及び不燃・粗大 ごみ処理施設整備工事に債務負担行為を設定するとともに、起債の借り入れを 予定するものでございます。

補正の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、ご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局長【村上哲弥】 平成29年度一般会計補正予算(第1号)につきまして、説明いたします。

お手元の補正予算書の表紙を1枚おめくりください。

補正額でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6,527万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、28億4,527万円とする ものでございます。

2枚おめくりください。第2表、債務負担行為補正でございます。不燃・粗 大ごみ処理施設整備工事工事監理業務委託、及び不燃・粗大ごみ処理施設整備 工事に係る債務負担行為を設定するものでございます。

隣のページをごらんください。第3表、地方債補正でございます。不燃・粗 大ごみ処理施設整備事業で借り入れを予定してございます。

4ページ、5ページをお開きください。歳入予算の補正内容につきまして、 説明いたします。3款、国庫支出金、1項1目、廃棄物処理施設整備費補助金 でございます。不燃・粗大ごみ処理施設整備工事に係る循環型社会形成推進交付金でございます。

次に、5款、繰入金、1項3目、施設整備基金繰入金は、不燃・粗大ごみ処理施設整備工事及び工事監理業務委託に充当するものでございます。

次に、8款、組合債は、不燃・粗大ごみ処理施設整備工事及び工事監理業務 委託に係る起債でございます。

6ページ、7ページをお開きください。歳出予算の補正内容につきまして、 説明いたします。3款、塵芥処理場費、2項1目、塵芥処理場建設費、13節、 委託料は、不燃・粗大ごみ処理施設整備工事に係る工事監理業務委託でござい ます。発注仕様書に示されている機能・性能を満足させるため、設計図書、許 認可申請書等の審査、工事施工に係る工程管理及び現場監理等の監理業務が主 な内容でございます。

15節、工事請負費は、不燃・粗大ごみ処理施設整備工事の平成29年度から平成31年度にわたる工事のうち、平成29年度分の事業費でございます。

次の8ページ、9ページは、債務負担行為に関する調書でございます。下段の2行が今回の補正で追加する債務負担行為でございます。

次の10ページは、地方債に関する調書でございます。

以上が補正予算(第1号)の内容でございます。

なお、この補正予算を可決いただきました場合の発注手続につきまして、若 干の説明を申し上げます。本工事の発注方法でございますが、廃棄物処理施設 建設工事で一般的に行われている性能発注方式、具体的に申し上げますと、設 計と施工を一括して発注する設計つき施工契約でございます。

契約の相手方の選定は、昨年度の(仮称) 3 市共同資源物処理施設整備工事の際と同様に、技術審査を行い、その上で価格競争による一般競争入札で行います。具体的には、入札公告を行い、発注仕様書を提示し、入札参加希望者か

ら見積設計図書の提出を受け、その内容がいずれも発注仕様書で要求する水準 を満足する内容になっていることを確認した上で、最低価格自動落札方式によ り落札者を決定いたします。

価格競争により経済性を確保するとともに、コンサルタント等の技術支援を 得て入札参加希望者の見積設計図書の技術審査を行い、品質の確保もあわせて 図ってまいります。

それでは、ここから施設の概要につきまして、施設更新担当参事より説明申 し上げます。

以上でございます。

○参事(施設更新)【小暮与志夫】 お手元の右肩に「議案第10号関係資料」と記載しています資料がございますが、こちらに基づきまして、ご説明申し上げます。タイトルは「(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設整備工事の概要」という資料でございます。

まず資料の1ページ、1の概要をごらんください。整備する施設の概要でございます。計画施設は、小平市、東大和市、武蔵村山市から排出される不燃ごみと粗大ごみを受け入れ、処理するもので、小型家電などの資源物を選別するとともに、危険物・不適物を除去した後に破砕処理を行い、鉄類、アルミ類、破砕残渣の3種類に選別いたします。

建設場所は、小平市中島町2番2号、現在の小平市清掃事務所用地で、この 土地を小平市よりお借りし、既存の小平市清掃事務所等を解体した後、同場所 に建設いたします。

敷地面積は約3,690平方メートル、準工業地域ですが、隣接地は第1種低層住居専用地域となっております。また、風致地区条例により南側の建物の一部に15メートルの高さ制限がかかります。

施設の規模は、昼間5時間運転で1日28トンでございます。

工期は平成29年度から平成31年度とし、平成32年度4月稼働開始を目途としております。

2の整備方針としては、4つ定めております。安心・安全かつ安定的に処理 が可能な施設、充実した環境保全対策により周辺地域に配慮した施設、景観等 に配慮した地域との調和が図れる施設、経済性にすぐれた施設としております。

3の全体計画としては、施設計画をする際の配慮事項を取りまとめております。施設内の緑化や建物のデザインに配慮することにより、周辺環境との調和した清潔な施設とすること、関係車両の円滑な交通を図り、車両が集中した場合も支障のない動線を立案いたします。防音、防振、防臭などの十分な環境対策、見学者への配慮を行います。また、各機器の屋内設置など、合理的かつ簡素化した中で機能が発揮できるよう配慮いたします。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目をごらんください。4の施設の処理フローをごらんください。ここに示す処理フローを満足できるように機械装置を設計し、配置いたします。

まず、粗大ごみについてですが、搬入後、受入貯留ヤードにおいて再生できるものを選別し、それ以外は粗破砕機へと投入いたします。

不燃ごみについては、受入貯留ピットで受け入れ、クレーンにより手選別コンベアへ供給し、小型家電や危険物・有害物を選別します。その後、粗大ごみとともに粗破砕機へ投入し、次に高速回転破砕機で細かく砕きます。細かく砕いた後は、磁選機、アルミ選別機において鉄とアルミを選別し、残りを破砕残渣とし、それぞれ貯留ホッパにて貯留します。

5の主要設備でございます。こちらにつきましては、今説明しました処理フローに基づいて処理を行っていくための機械装置のうち、主なものを挙げております。

右側、3ページをごらんください。6の公害防止基準についてです。本施設

においては、十分な環境対策を行い、ここに掲げました騒音、振動、悪臭、下 水道排除基準、粉じんについての基準を遵守します。

基準値につきましては、騒音は敷地境界で50デシベル以下、振動は敷地境界で65デシベル以下、悪臭は敷地境界の臭気指数で12以下、排出水は28以下とします。プラント排水については、条例に基づく基準を遵守する処理を行い、処理後、プラント用水として再利用しますが、余剰分は下水道に排除します。粉じんについては、排出口で1立方メートル当たり100ミリグラム以下とします。

7に周辺環境対策を示しております。緑化やデザインに配慮し、周辺環境に溶け込みやすい違和感のない清潔な施設とします。特に敷地東側からはごみ搬入車両が視認できないようにすることとします。また、施設に設置する機器は可能な限り省電力型を採用し、電力消費を最小限とします。

8の環境啓発機能についてです。主たる啓発設備は、今後更新する新ごみ焼 却施設で整備することとし、本施設においては、施設見学を中心とし、プラットホームやごみピット、中央制御室などの見学ができるものとします。

9の工事計画です。工事中は、工事関係車両を含む各車両が円滑な交通を図れるものとします。また、建設に際しては災害対策に万全を期し、周辺住民への騒音、振動、悪臭、汚水等環境対策に十分配慮いたします。

ページをおめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。10の概算事業費です。事業費につきましては、小平市清掃事務所の解体撤去費を含め、税抜きで24億8,000万円、8%の税込みで26億7,840万円でございます。

11の事業スケジュールでございます。補正予算を可決いただきましたら、 今年度中に契約手続を行い、平成30年度から小平市清掃事務所の解体、新施 設建設工事に入り、32年4月の施設稼働を目途としております。 以上でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○7番【中野志乃夫】 説明ありがとうございました。この不燃・粗大ごみ処理施設に関して、今年の3月に基本計画の改訂版が出されております。その中で、最終処分地への搬入を減らすために燃やせるものは全部燃やすという方針転換のもとで、残渣の処分計画ということが書いてありまして、新ごみ焼却施設の整備後からは熱回収による資源化としますということが改訂版には書かれています。

私は、当然それは大変結構なことだと思っているんですが、ただ、この間、 資源化施設建設に当たって、市民に向けてパブリックコメント等で回答してい る内容と大きな矛盾があるわけですよね。そのとき、ちょうどこれは3年前の パブリックコメントに対する回答ですけれども、そのときはサーマルリサイク ルを行うことはごみ搬入量を現在よりも増加させて、新しい焼却施設の規模が、 資源化を行う場合に比べて大きくすることになります云々という具体的な記述 がされています。これと正直、完全に矛盾しております。

あわせて言えば、資源化施設をつくるに当たって、以前から焼却場をつくることによって小さくするということに関して、予算が通った後にようやく簡単な資料が出ましたけれども、あの資料をどう計算しても焼却炉本体に影響がない数値しか出てこない現状があるわけですよ。そのことの矛盾について、いつ説明をされるのか、つまり市民には、資源物の施設をつくるに当たっては、焼却炉本体を小さくするためにどうしても必要だということを再三説明していながら、実際に出てきた資料は全くそういうことを証明するものが出てきていないと、大きさに全く関係ないと。じゃあ、その間言ってきたことは正直うそになる。違った答弁をしたことに対しての釈明なり訂正なりはいつするのか、それと、今言ったように、この不燃・粗大ごみでも方針転換によって熱回収によ

る資源化、サーマルリサイクルによる資源化を行いますと言っていることと、 3年前に書いてあるパブリックコメントの内容の矛盾はいつ訂正されるのか教 えてください。

○参事(施設整備)【片山敬】 まず1点目の埋立残渣ゼロ、プラスチックを焼却することになるということに対して、3市共同資源物処理施設との矛盾があるのではないかというお話でございます。これにつきましては、プラスチックにつきましては、容器包装プラスチックと製品プラスチックがございます。資源物処理施設の整備をもって、このうち容器包装プラスチック、こちらについてはリサイクルすることが基本ということにさせていただくということになっています。もちろん不燃・粗大ごみ処理施設の規模選定については、この分の規模を縮小して見込んで算定をしております。

一方、製品プラスチック、こちらのほうについて、今回整備を予定している 不燃・粗大ごみ処理施設におきまして、資源化できないものは破砕・選別処理 後、焼却処理をするという形で計画をしております。製品プラスチックについ ては、複合品も多いものでございますので、鉄とプラスチックが一緒になって いたりするものが多いこともございますので、破砕処理をして、金属などの複 合製品を取り除いて焼却に回したいという考えでございます。

それから、2点目の焼却処理施設の、容器包装プラスチック処理施設ができたとしても焼却施設の規模縮小にはつながらないのではないかというご指摘についてでございますけれども、現在の委託による処理、これが継続できる、仮にそれを前提とした場合におきましても、焼却処理規模については、約6トン程度の規模縮小が図れるのではないかということで、事務局では試算をしてございます。

以上でございます。

○議長【関田貢】 ほかに質問はございませんか。

○7番【中野志乃夫】 まず、最初のご回答ですけれども、確かに容器包装リサイクル法に基づいたプラスチックに関してという形で、3年前のパブリックコメントの回答ではそういう形での言い方をしておりますけれども、その言い方といいますか、そういうことに対しての答えですけれども、ただ、組合の方針としてじゃなく、焼却施設でのサーマルリサイクルそのものはしないということを一旦明記しちゃっているわけですよ、文章に。それはそのままでいいんですか。矛盾はないんですか。

○参事(施設整備)【片山敬】 ただいまの説明を申し上げて、説明が不足だったと思いますけれども、容器包装プラスチックについては、基本的に資源化をしていくと。製品プラスチックについては、破砕・選別処理をした上で、資源になるものを取り除いた上で焼却をして熱回収、サーマルリカバリーをしていく、このような考え方でございます。

以上です。

○7番【中野志乃夫】 文章そのものをちょっともう忘れちゃっていますか、はっきり言って。この間の論議でも再三、サーマルリサイクルに関しては、しないと。たとえ発電設備を持った形をもってしたとしても、それはしないんだということを再三市民には答えている。ここでも答弁されていますよ。だから、焼却炉本体の扱いとして、サーマルリサイクルをするという大きな転換をしているわけですよ。そのことに対して、今までしませんと言っていたことに関しては、やっぱりちゃんと説明すべきじゃないですか。答えていませんよ、今。○参事(施設整備)【片山敬】 答弁が重なりますけれども、ご説明のときに、私どものほうの説明不足だったということもあるのかもしれませんけれども、あくまでも3市共同資源物処理施設に対応するプラスチックについて焼却するか、それとも資源化をするのかというお話の中での説明で、プラスチックは焼却はしませんというお話をしていた、そういう説明をさせていただいていたも

のでございます。もし全プラスチックがそのような形で焼却をしないんだとと られたとすれば、私どもがちょっと注意不足だったかなと思うところでござい ます。

以上です。

○7番【中野志乃夫】 先ほど、後段の説明でも、資源物の施設をつくることによって、結局、6トンですか。焼却炉本体を小さくすることができるといったのか、できたというのかよくわかりませんけれども、そのことも具体的に、これ、ちょっと新しい議員さんには行ってないかもしれませんけど、3月段階ですか、いただいた資料からすれば、とてもそう思えないんですけれども、いろんな意味で、この間の説明が大変私は荒っぽい、極めて、言い方は悪いですけど、その場しのぎの説明になっているとしか思いません。

ですから、このことはあんまり長くするつもりはありませんけれども、具体的にこの間のパブリックコメントをもう一度精査されて、どう答えているのか、それに対して、今回新しく、先ほども言いましたように、基本計画、不燃・粗大ごみ改訂版に書かれているように、破砕残渣については、新ごみ焼却施設の整備後から熱回収により資源化としますといったことの矛盾について、ちゃんと説明をしていただきたい。そのための文書をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局長【村上哲弥】 ただいま片山参事のほうからご説明いたしましたけれども、私どもの説明といいますのは、資源物処理施設に対して、建設に反対する方の中に大きく2つあると思うのです。

1つは、容器包装プラスチックは新しい焼却施設で全量燃やしてしまえばいいじゃないかと。それを熱回収、サーマルリサイクルにすればいいじゃないかというお考えと、あと、そうではなくて、今、現にうまくいっているんだから、そのままで施設そのものが要らないじゃないかと大きく2つあったと思うんで

す。その中で、以前からパブリックコメント等で私どもが説明してきましたのは、容器包装プラスチックを資源化しないで燃やす、それについては行う考えはございませんということを繰り返し説明してまいりました。ただいま参事が説明申し上げたのもそのことでございます。

また、今、中野議員さんのほうから振り返って、もし説明が足りなければ、 それは説明する必要があるんじゃないかということでございますので、そこに ついては、早速チェックをしたいと思います。

以上です。

以上です。

- **〇7番【中野志乃夫】** いいですか、最後、申しわけない。チェックするということは、ちゃんと具体的に見て、できれば文書化してほしいんですけれども、 それはどうですか。
- **〇事務局長【村上哲弥】** まず、チェックさせていただいて、どのような形で それをご説明するのがいいかは検討させていただきたいと思います。
- ○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。
- ○5番【根岸聡彦】 1点だけお願いいたします。先ほど、(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設整備工事の概要ということで、ご説明をいただきました。その中の4番目の施設の処理フローのところで、粗大ごみから受入貯留ヤードを通して、可燃性粗大、不燃性粗大と分かれてから、それがまた矢印が1つになって、粗破砕機のほうにつながっておりますが、この粗破砕機のほうに行くのは、可燃性粗大、不燃性粗大それぞれ別々な形で行くのか、あるいは不燃性粗大と不燃ごみは一緒になって行くのか、そのあたりもうちょっと詳しい説明をお願いできますでしょうか。
- ○参事(施設更新)【小暮与志夫】 それでは、概要の4番の処理フローのところでございます。粗大ごみを受け入れた後、受入ヤードから資源化できるもの

を取り除いて、その後、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみの処理の方法ということでございますけれども、こちらに関しましては、まずは分けることなく同時に破砕機のほうにかけていきます。といいますのも、まずはここに明記をさせていただいたのは、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみと2つあるということで分けさせていただきました。ただ、この後、今現状のように、破砕をした後、可燃物と不燃物と分けるというフローをとりません。一括で破砕残渣としますので、分けて処理する必要がなくなりますので、こちらに関しましては、同時に合わせて粗破砕機にかけて、その後、高速回転破砕機にかけていくフローとしております。

以上でございます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑はございませんか。

○1番【佐藤充】 歳入のところでちょっと質問をしたいと思います。繰入金なんですが、今回、基金繰入として施設整備基金繰入金というのが発生をしております。これは予算審査のときの資料を見ますと、この資料による範囲でいきますと、平成24年度からずっと繰り入れはしていなかったということだと思います。それで、今回初めて、いわゆる積立金からの繰り入れをするわけですね。そういう見方で1つはよろしいんでしょうか。

それで、そうしますと、この基金の今後の見通しですよね。どういう繰り入れがされるのかと同時に、積み立てがどのようにされるのか、そこら辺の今回と今後の見通しについてあれば、お示しいただきたいと思います。今後の全体予算にもかかわってくる問題かなと思いますので、お示しください。

○総務課長【藤野信一】 今回、施設整備基金を繰り入れするわけでございます。もともと施設整備基金というのは、平成15年度から焼却施設と不燃・粗大ごみ処理施設の解体費用と建設費用に充てる目的で、平成33年度まで積む予定で、毎年1億5,300万円定額で積んできております。現在、約25億円

ほどの積立額となっております。

今回、不燃・粗大ごみ処理施設の建設ということですので、施設整備基金のほうから繰り入れを行ってまいります。この後、焼却施設の建設も平成32年以降開始されます。事業費が概算で出ておりますけど、確定はしておりませんので、引き続き積み立てを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番【佐藤充】 全体の考え方はわかりました。当然ながら施設整備がこれから集中的な形でやられるわけですよね。そのための積み立てだという目的そのものはそういうことだったろうと思います。

それで、結局、積み立ては施設整備を開始、もう既に動いているわけですけれども、平成31年度とか、ずっと連続的に行われていくわけですけれども、つまり、積み立ても今後、そういった意味では続けるし、繰り入れもやっていくと、取り崩しですね。そういう考え方ですねということですが、いかがですか。

○総務課長【藤野信一】 この積み立てですが、建設が、予定としては、平成 37年度までになる予定でございますけど、建設が終わるまで順次積み立てを してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○1番【佐藤充】 わかりました。
- ○議長【関田貢】 ほかに質疑はございませんか。

質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

日程第5、議案第10号「平成29年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第1号)」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会7月臨時会を閉会いたします。

午前10時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 関 田 貢

小平・村山・大和衛生組合議会議員 小 林 洋 子

小平・村山・大和衛生組合議会議員 根 岸 聡 彦

小平・村山・大和衛生組合議会議員 石 黒 照 久